

6月より「定額減税」スタート！ 実務のポイントセミナー

令和6年度税制改正に伴い、令和6年6月より、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されます。

本セミナーでは、専門家を招き、制度の概要や必要な事務処理など、実務のポイントをわかりやすく説明いたします。



定額減税とは…

- ・ 給与所得者は令和6年6月1日以後最初に支払われる給与からが対象
(事業所得者は令和6年分確定申告にて)
- ・ 納税者本人と扶養家族を対象に1人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）を減額

○日 時：令和6年5月23日(木) 午後3時～午後4時30分

○場 所：南さつま市商工会大浦支所（大浦町7474-1）

・・・・・・・・・・ テーマ ・・・・・・・・・・

「6月開始！定額減税の実務とポイント」

○講 師：(有)P&C ファイナンシャル・パートナーズ
代表取締役 酒匂 健寿 氏（税理士）

申 込：下記の申込欄記入の上 FAX（77-0955）して下さい。

事業所名		参加者名	
住 所		連 絡 先	

※ご不明な点等については、セミナー中に随時質問を受け付けます。
※経営者に限らず、興味のある方、担当者でも受講できます。

問い合わせ先：南さつま市商工会金峰本所（Tel 77-0097）